



投票用紙の交付誤りについて

1. 概要

昨日10月28日午後1時頃、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙・第25回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所(市庁舎1階展示コーナー)において、同月25日に期日前投票を終えた80代女性に誤って「小選挙区」「比例代表」「最高裁国民審査」の各投票用紙1枚が交付され、投票させてしまったことが判明しました。

2. 原因

本市では、投票所での名簿対照事務をシステムで行っており、担当者が投票済みである旨のメッセージが表示されていたにもかかわらずそれを見落とし、投票用紙交付担当に案内してしまったことから、投票用紙を交付してしまったものです。

担当者は公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会が派遣元となって習志野事務所から派遣された84名の内の1名であり、事情聴取により事実を確認しています。

なお、本件による投票は、投票用紙が特定できないため、有効票として取り扱うこととなります。

3. 今後の対応

名簿対照事務(登録処理)を行う際は、投票状況の確認に細心の注意を払うとともに、選挙人検索、名簿登録の確認、期日前投票事由の入力、登録処理といった基本的な手順を再徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

このたびはご迷惑をおかけすることとなり、申し訳ございませんでした。今後の期日前投票及び当日投票におきましては、このような事態を起こすことのないよう、確実な選挙執行に努めてまいります。

問合せ先
選挙管理委員会事務局
電話:047-453-9215